

提 出 書 類

施工体制台帳への記載について

みだしのことについて、施工体制台帳へ記載する下請負人に関する事項の工事内容の種別を統一したいと思いますので、ご協力をお願いします。

工 法	工事内容種別	工 種
開削工法	管 路 土 工	掘削、埋戻
	管 布 設 工	本管布設、管基礎、マンホール、取付管
	管 路 土 留 工	建て込み簡易土留、軽量鋼矢板土留
	舗 装 復 旧 工	下層路盤、上層路盤、表層
推進工法	推 進 工	坑口、推進
	補助地盤改良工	薬液注入、高圧噴射攪拌
	マンホール工	標準マンホール、組立マンホール
	立 坑 工	掘削、埋戻、仮設鋼矢板、鋼製立坑
	舗 装 復 旧 工	下層路盤、上層路盤、表層
	水道管移設工	水道管移設

契約及び支払い手続書類一覧

契約

法第12条第1項に基づく書面* 分別解体等の計画等(別表3)* 法第13条及び省令第4条に基づく書面*	建設リサイクル法対象工事 工程表を添付 落札決定通知の日から5日以内に提出
現場代理人及び主任技術者等指名届*	請負金額50万円以上 雇用関係が確認できるものを添付(健康保険証の写し等) 請負金額4,000万円以上、又は入札時の条件として専任とされている場合は、主任技術者を専任にすること 契約締結後14日以内に提出
現場代理人兼任届*	現場代理人が複数の工事を兼務する場合
(発注時)工事実績情報サービス(コリンズ) 登録内容確認書の写し ^{注1}	請負金額500万円以上 契約締結日から10日以内に登録 「登録内容確認書」が届いたら、速やかに監督員に提出
当初工程表	契約締結日から14日以内に提出
建設業退職金共済証紙の購入状況報告書*	請負金額300万円以上 該当のない場合は「建設業退職金共済制度に係る発注者用掛金収納書を提出できない理由書*」を提出 契約締結後1ヶ月以内に提出
下請負人等に関する届出書*	下請負契約を締結した場合、速やかに提出
告知書*の写し	建設リサイクル法対象工事 下請業者が特定建設資材に携わる場合提出 下請負人等に関する届出書と同時に提出
公共工事(前金払・中間前金払)申請書*	請負金額130万円以上 前金払保証証書(正・副ともに)、請求書を添付 必要に応じて提出
中間前払金認定請求書*	中間前払の支払要件を満たしていることの認定を請求する場合
(技術者変更時)工事実績情報サービス(コリンズ) 登録内容確認書の写し ^{注1}	技術者変更時

変更契約前

工期延長申請書*	受注者の責に帰すことができない理由により工期内に工事を完成することができない場合に提出。
変更協議に係る承諾書*	「工期の変更について(協議)」及び 「請負代金額等の変更について(協議)」の内容確認後、提出。
法第13条及び省令第4条に基づく書面*	建設リサイクル法対象工事で対象部分に変更になる場合

変更契約後

(工期変更時)工事実績情報サービス(コリンズ) 登録内容確認書の写し ^{注1}	工期変更時 変更契約締結日から、土曜日、日曜日、祝日、年末年始等の閉庁日を除き、10日以内に登録「登録内容確認書」が届いたら、速やかに監督員に提出
変更工程表*	変更契約締結日の翌日から14日以内に提出

工事完成時

再資源化等完了報告書*	建設リサイクル法対象工事 様式1、2を添付
完成通知書*	請負金額50万円以上 工事完成後速やかに提出
請求書*	工事完成後速やかに提出

完成検査

(竣工時)工事実績情報サービス(コリンズ) 登録内容確認書の写し ^{注1}	竣工時 完成検査終了後10日以内に登録 「登録内容確認書」が届いたら、速やかに監督員に提出
---	---

* 福山市上下水道局ホームページ「契約関係申請書様式(分野別)ダウンロードコーナー」及び「建設工事請負契約約款に基づく様式」でダウンロード可

注1. 監督員が内容を確認 → 登録 → 「登録内容確認書」が届ききたい写しを提出

施工に係る書類一覧

施工計画書	表紙に工事打合せ簿*を添付 試掘までに提出
使用材料承認	表紙に工事打合せ簿*を添付 品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに提出
契約約款第18条第1項1号から5号に係る照査	工事打合せ簿*により提出 測量標(仮BM)、工事中多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認
建設副産物情報交換システム工事登録証明書(計画) 様式1 再生資源利用計画書 様式2 再生資源利用促進計画書	請負金額100万円以上 1部提出(建設廃棄物処理委託契約書の写しを添付) 施工計画書にも添付
工事打合せ簿*	監督員との打合せ記録、立会依頼等
段階確認書*	特に工事完成後明視できない部分などについて、設計図書との適合を確認するもので主要(重要)な工事段階の区切り等において実施
材料確認書*	材料の現場搬入時
工事履行報告書*	契約の履行状況を毎月7日までに報告 (履行状況が分かる資料を添付)
建設副産物情報交換システム工事登録証明書(計画、実施) 様式1 再生資源利用実施書 様式2 再生資源利用促進実施書	請負金額100万円以上 様式1、2は再資源化等完了報告書に添付
主要資材及び工法調書、建設副産物調書、二次製品調書	工事完了後提出
マンホール及び取付管位置調査	図面に赤字で記入 工事完了後提出

* 福山市上下水道局ホームページ「契約関係申請書様式(分野別)ダウンロードコーナー」及び「建設工事請負契約約款に基づく様式」でダウンロード可

「広島県土砂の適正処理に関する条例」

500m³以上の土砂を事業区域外へ搬出する場合

「土砂処理計画届出書」を 福山市 建設局 土木部 農林整備課 に提出(搬出開始より20日以上前)